

(様式2)

## 承 諾 書

公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 宛  
(実習部署 )

平成 年 月 日

実習申込者

所 属 (大学・学部名・学年等)

住 所 (本人住所)

緊急連絡先電話番号

( )

氏 名

印

実習期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで (予定)

私は、浜松市文化振興財団での実習に際して、下記の受入れ条件に従うことを承諾します。

### 記

- 1 実習生として処遇され、賃金、報酬、旅費、食事補助、その他費用及び手当に相当する支給はないこと。
- 2 実習中は、同財団職員と同様に財団の規程、規則及びこれに基づく諸原則の定めに従うこと。
- 3 実習中は、実習場の所属長及び実習担当者の指揮、監督及び助言等に従うこと。
- 4 同財団の名誉を毀損するような言動及び同財団の営む事業を阻害するような言動は行わないこと。
- 5 来館者及び事業参加者等に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い及び態度に十分配慮すること。
- 6 実習中は、同財団が指定する名札を着用すること。
- 7 実習を通じて知り得た機密及び個人情報を、実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らさないこと。
- 8 自己又は所属大学等側で災害傷害保険等に加入し、実習期間において災害が生じた場合、又は実習先との往復途上で災害が生じた場合は、自己又は所属大学等が加入する保険等で対応すること。
- 9 実習期間中、災害が生じた場合、又は実習先との往復途上で災害が生じた場合でも、同財団の労働者災害補償保険は適用されないこと。
- 10 実習期間中、同財団又は第三者に損害を与えたときは、所属大学等と連帯してその損害を賠償すること。(ただし、その損害が同財団の責に帰する理由によることがあきらかな場合においてはこの限りとしなない。)
- 11 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに実習が中止されること。
  - (1) 前1から8及び10の規定に違反したとき
  - (2) 故意又は過失により、同財団の社会的地位を失墜させ、又は、同財団に損害を与えたとき
  - (3) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき